

CBPR認証取得と今後への期待

~個人情報保護の困難さとひとつの解~



2025年3月

株式会社インターネットイニシアティブ
三膳孝通

会社紹介

国内初の「商用インターネット接続サービス」事業者です。

IIJは、1992年に設立され翌年「日本初の商用インターネット接続サービス」の提供をはじめました。以来、IIJグループはネットワーク社会の基盤をつくり、技術力でその発展を支えてきました。IIJは、これからもインターネットの進化を支え続けていきます。



創業時オフィス



2022年12月3日に30周年を迎えました



東証上場時

IIJは、高い技術力で“国内初”を創り続けています。

- 1993年 **国内初** 商用インターネット接続サービス提供開始
- 1994年 **国内初** ファイアウォールサービス提供開始
- 1999年 **国内初** サービス品質保証制度（SLA）を導入
- 1999年 **国内初** IPv6の商用実験サービスを提供開始
- 2003年 **国内初** ルータ管理システム「IIJ SMF」を開発し特許取得
- 2005年 **国内初** 送信ドメイン認証技術の導入を開始
- 2011年 **国内初** 外気冷却を利用したコンテナ型データセンターを開設
- 2018年 **国内初** フルMVNOとしてサービス提供開始

沿革

年月	できごと	備考
1992.12	会社設立	
1993.5	「株式会社インターネットイニシアティブ」に社名変更	
1993.11	インターネット接続サービスを開始	国内初
1994.11	ファイアウォールサービスを開始	国内初
1997.11	米国でISP事業を開始	国内初
1998.8	企業向けアクセスルータ「SEIL」の開発・販売を開始	
1999.8	サービス品質保証制度（SLA）を導入	
1999.8	IPv6の商用実験サービス（トンネリング型）を開始	国内初
2001.11	IPv6/IPv4デュアルスタックサービスを開始	国内初
2003.2	SEILをコントロールするシステム「IIJ SMF」を開発	特許第3774433号
2005.2	東京証券取引所マザーズに株式公開	
2006.12	東京証券取引所市場 第一部へ上場	
2007.8	SMF-LANに関する特許権を取得	特許第3996622号
2008.1	法人向けモバイルサービス「IIJモバイルサービス」でMVNO事業に参入	
2009.12	クラウドサービス「IIJ GIO（ジオ）」を提供開始	
2011.4	松江データセンターパークを開設	
2012.8	コンテナ型データセンターモジュールに関する特許権を取得	特許第5064538号
2013.4	バックボーンネットワークを欧州に拡張し、世界一周した状態での接続を達成	
2015.9	ネットワーククラウド「IIJ Omnibus」を提供開始	
2018.3	フルMVNOとしてサービス提供を開始	
2019.3	4K映像・ハイレゾ音源のインターネット・ライブ・ストリーミング配信に成功	世界初
2019.5	白井データセンターキャンパスを開設	
2021.8	欧州の監督機関より「拘束的企業準則（BCR）」の承認取得	クラウド事業者では世界初
2022.4	東京証券取引所プライム市場に移行	
2022.9	APEC CBPR（越境プライバシールール）の認証取得	BCR承認とCBPR認証を共に取得したクラウド事業者は、世界初



企業を取り巻くITシステムの課題を時代に合わせて解決し続けます。



アジアを中心に世界12都市の拠点で事業展開

日本品質のクラウドサービスから海外拠点のSIまで、ビジネスのグローバル展開を、トータル・ソリューションでサポートします。



EU

ロンドン

デュッセルドルフ



Asia

上海

ハノイ

バンコク

シンガポール

香港

ジャカルタ

ペタリン・ジャヤ



US

ニューヨーク

ロサンゼルス

サンノゼ

背景



IIJ
Internet Initiative Japan

Check!
でわかる
5分 BCR

Binding Corporate Rules: 拘束的企業準則

IIJグループは2021年8月、クラウド事業者（IaaS）として世界で初めてBCRの承認を取得しました。
BCRの概要やクラウドサービス契約者のメリットなどを易しく解説します。

国境を超える個人データ EUの厳しい個人データ保護規制 BCRとは？ IIJサービスを利用するお客様のメリット

こちらどうぞ

▶ 5分で分かるAPEC CBPR

Check!

01. 国境を超える個人データ

BCR in 5 minutes



今やメールやWeb、クラウドサービスなどによって、個人データが国境をまたいで行き来する時代だね。でも、個人データを国外へ流通させることについては慎重な考え方があるんだ。



LINEの情報管理が問題になったよね。

[企業情報 TOPへ](#)[+ 企業](#)[+ 情報発信](#)[IIJアカデミー](#)[+ 海外進出企業向け情報](#)[+ 音楽活動支援](#)[ホーム](#) > [IIJについて](#) > [情報発信](#) > [プレスリリース](#) > [2021年](#) > IIJグループ、欧州の監督機関より「拘束的企業準則（BCR）」の承認を取得

IIJグループ、欧州の監督機関より「拘束的企業準則（BCR）」の承認を取得

クラウド事業者として世界初の認定、欧州における個人データの移転・処理を支援

2021年9月13日

株式会社インターネットイニシアティブ

[PDF \[807KB\]](#) [📄](#) / [English](#)

当社は、EUの個人データ保護法「一般データ保護規則（GDPR（※））」に則ってIIJグループの個人データ保護方針を文書化した「拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）」に関し、2021年8月5日付でドイツ ノルトライン＝ヴェストファーレン州のプライバシー保護監督機関LDI NRW（Landesbeauftragte für Datenschutz und Informationsfreiheit Nordrhein-Westfalen）より承認を取得しました。欧州委員会傘下のEU加盟国すべての監督機関の担当者が集まる欧州データ保護会議「European Data Protection Board（EDPB）」による精査を受け、IIJのBCRに対して肯定的な公式見解が出されたのち、LDI NRWの承認を得るに至りました。

BCRの承認取得により、IIJグループが世界中で提供する全サービスは欧州と同等のプライバシー保護レベルにあると見なされ、IIJグループ内でEUの個人データを国境をまたいで、適法に流通させることが可能となりました。

GDPR施行後のBCRの承認取得は、日本を含めグローバル展開するクラウド事業者として世界初となります。

IIJについて

[企業情報](#)[情報発信](#)[プレスリリース](#)[2024年](#)[2023年](#)[2022年](#)[2021年](#)[2020年](#)[過去のプレスリリース](#)

IIR

Internet
Infrastructure
Review

Dec.2021

Vol. 53

定期観測レポート

IIJインフラから見た インターネットの傾向～2021年

フォーカス・リサーチ (1)

マルチテナント環境における オーバーレイネットワークの運用現場 ～ IIJ GIOインフラストラクチャー P2 Gen.2 におけるチャレンジ

フォーカス・リサーチ (2)

カーボンニュートラルに向けた データセンターの取り組み

フォーカス・リサーチ (3)

IIJ BCR取得への道のり ～ EU GDPR対応、そしてその先へ～

4. フォーカス・リサーチ (3)

IIJ BCR取得への道のり ～ EU GDPR対応、そしてその先へ～

2021年8月、ドイツ ノルトライン＝ヴェストファーレン (NRW) 州の監督機関であるLDI-NRWから、待ちに待ったIIJ BCR (Binding Corporate Rules: 拘束的企業準則) 承認の連絡が来ました。EUのGDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則) 施行後にBCRが承認されたのは全世界で18社 (2021年8月現在)、そのうちの1社となったのです。GDPRへの対応としてBCRの検討を開始してから早5年、様々なことがありましたが、これでひとまず胸を張ってちゃんと認められたというところまで到達できたことになりました。

ここでは何故IIJ BCR認証取得という方法を選んだのか、取得までにどういったことがあったのか、これからどうするのか、について話そうと思います。

4.1 BCR承認取得の決定

EUは2016年 EEA (European Economic Area: 欧州経済領域) 域内の個人データの保護を目的とするGDPRを制定し、2018年から施行しました。GDPRが発表された当時、様々な憶測がなされ、例えばインターネットでの自由な情報流通が失われる、などの極論もあったと記憶しています。

もちろんEUの目的はそのようなインターネットでの個人データ流通を制限することではなく、むしろ既に国境を越えて様々な国で利用されているEU領域の人に関する個人データの適切な利用を求めるものであり、それまで曖昧だった個人データの保護をより明確化し実効性を持たせるためにきちんと制度化するという非常に先進的な取り組みでした。現在でもGDPRが示す個人データ保護のための様々な方針などは、情報社会における個人データ保護の在り方を示唆するものが多いと思います。

そもそもは個人データの利活用を徹底して行っていたGAFAに代表されるいわゆる巨大プラットフォームの台頭があり、スノーデンの暴露による行き過ぎた米国政府の監視の実態が明らかになり、米国の個人データの取り扱いに対する欧州の強い不信任が背景にあり、これがGDPR制定のきっかけになったと思います。これは個人データというものに対する文化的な価値観が大きく異なることに起因するものと考えます。これについては後述します。

EUがどうやらかなり本気であることは分かってきましたが、IIJはグローバルに個人向けサービスを提供しているわけではなく、また政府の個人情報保護委員会も国としてEUから何らかの認定を受ける方向で動いているという話もあったので、積極的にGDPRへの対応を行うことは考えていなかったというのが正直なところでした。ですが、いろいろ検討しているうちに、IIJ Europeにいた小川からの提言もあり、IIJ BCRの取得が望ましいとの判断に至りました。

IIJ BCRの承認取得に向けて舵を切ることになったのは、主に以下の4つの理由からです。

■ グローバルなセキュリティガバナンスの構築が必須である と思い始めていた

IIJは従前から世界各地にグループ会社を展開してきていますが、事業を行うにあたっては当然それぞれの国で個人データ保護などへの対応が求められます。ただ以前は各国の状況を包括的に把握するまで至っておらず、結局が各グループ会社で独自に対応を行っており、正直に言えばグループとしての統制まで手を付けられていない状況でした。GDPRへの対応としてIIJ

文化的背景

移転先国における公的アクセス（政府が民間企業のデータを接収することができる法律の有無や実際の執行状況）に関する情報を、データ移転を行う企業・団体は開示しなければならないということが追加されています。

このように、自国から他の国に個人データが移転すると、もはや自分の国の法律では守れないため、様々な制約を加えるのです。ところで、そのEUが個人データ保護に関して安全であると認めている国は世界にいくつかあります。スイスやニュージーランド、アルゼンチンといった国々で、これらは十分に認定を受けた国と呼ばれます。このような国々にはEUの個人データを移転しても構わないことになっています。ここに2019年1月に追加されたのが日本です。ただし、日本の個人情報保護法はGDPRと比較すると足りない点があるので、補完的ルールを適用した場合に個人データを移転して良いということになっています。

なお個人情報保護法は3年に一度見直しをかけて、技術的な発展や世界各国の法規制との調和を図れるようにすることになっており、今後ますます日本の個人情報保護法はGDPRに近づいていくことが予想されます。一方、日本の個人データもEUには移転して良いことになっています。2019年1月に発表されたのは、日本とEUの間での個人データの相互流通であり、日本から見てEUは安全な国であると認めています。日本が安全な国と認めているのは他に英国のみです。このようなこともあり、日本政府としてはプライバシー保護に関してはEUのGDPRを参考に個人の権利利益を強化する方針をとっているように見えます。2020年6月に可決し、2022年4月1日から全

面施行される改正個人情報保護法でも、罰則が30万円、50万円から1億円に引き上げられたり、外国にある第三者へ個人データを提供する場合（EU視点では域外へ個人データを移転する場合）の情報開示が強化されたり、クッキー規制がEUほどではないものの盛り込まれたり、個人データ滞り時にいくつかのパターンに当てはまる場合は個人情報保護委員会などへ報告することが義務（3～5日の速報+30日または60日以内の確報が必要。ちなみにGDPRは72時間以内の報告が義務）となったりと、徐々にではありますが、GDPRに寄せて厳しくなっているように見えます。

■ 文化的背景

以上のような歴史的な背景を鑑みるに、現在、世界における個人データ保護の大きな潮流は3つあるように思います。

1つは米国で主流であると思われる「ビッグデータ共有は全世界の人々の利益となる」といった公共の福祉的な発想、もう1つは欧州で主流である「個人データの管理は個人の基本的人権である」という人権主義的な発想、そして中国をはじめとする「自国域内のデータ管理は自国の国家安全保障問題である」との安全保障的な発想、です。

米国においては、GAFAの台頭に代表されるように、個人データはそのユーザの利便性だけではなく、その他の多くのユーザにも利益があるものであると認識され、例えばGoogleの理念「Googleの使命は、世界中の情報を整理し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにすること」にも表れていると思います。米国ではいわゆる開拓史という歴史を持つ社会であるこ

1つは米国で主流であると思われる「ビッグデータ共有は全世界の人々の利益となる」といった公共の福祉的な発想、もう1つは欧州で主流である「個人データの管理は個人の基本的人権である」という人権主義的な発想、そして中国をはじめとする「自国域内のデータ管理は自国の国家安全保障問題である」との安全保障的な発想、です。

IIJ

法人のお客様 個人のお客様 企業情報 技術情報 IR情報 サステナビリティ 採用情報

CONNECTED via IPv4 検索 お問合せ English

> 企業情報 TOPへ

+ 企業 + 情報発信 IIJアカデミー + 海外進出企業向け情報 + 音楽活動支援

ホーム > つなご、つながる、物語 > 世界で広がる「プライバシー保護規制」 私たちが取るべき対策は？

世界で広がる「プライバシー保護規制」 私たちが取るべき対策は？

✕ ポスト

いいね！ 25

世界中の人々がインターネットでつながり、国境を意識せず日々デジタルデータのやり取りをしています。今、世界各国でこのデータの「プライバシー」を保護しようという動きが加速しています。本日は、その背景、内容、今後私たちが意識すべき対策について、IIJビジネスリスクコンサルティング本部の小川さんに伺いました。

物語の目次		
世界でのプライバシー保護規制の拡がり	各国が意識する「個人情報」とはどのような情報か	各社が独自に対応するのが困難な理由/IIJがお手伝いできること

世界でのプライバシー保護規制の拡がり

皆さん「プライバシー」って普段意識されていますか？例えばWebサイトを回遊していて、「自分の興味のあるバナー広告がよく出てくるな」と思うこともありますよね。自分自身の興味の範囲や利便性の向上のために個人データが使われることはおそらく問題ないと思われる方がほとんどだと思いますが、自分の知らないところで勝手に位置情報や、検索エンジンに入力したキーワードを他人に知られて使われてしまうとしたら恐怖を感じませんか？

インターネットにすべてがつながり、日々皆さんがネット上で行動することで、ネットの向こう側の企業や公的機関にいる「知らない誰か」に個人データを勝手に知られ、使われることで、実際に精神的苦痛や金銭的被害を受けるという事態がこれまでも発生してきました。このようなプライバシーの侵害がないように、世界各国では法律の整備を進めてきました。

EUおよび関連諸国の動き

特にEUでは、ヨーロッパ大陸で過去1000年以上に渡って為政者の暴走で、異教徒や異民族の大量虐殺など人権が踏みにじられる行為が行われてきた反省をもとに、第三者機関が民間のみならず公的機関も監視できる枠組みを法律に組み込んでいます。そして「人権」の1つである「プライバシー」の保護に関してGDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）が2018年5月に施行されました。GDPRは2012年のファーストドラフト以降議論を重ね、極めて迅速に可決・施行されました。その後、ヨーロッパの旧植民地を中心に、世界中にGDPRを真似する動きができています。この法律は、個人データの管理主体を企業側・公的機関側から個人個人に取り戻すという思想が根底に流れています。私自身もIIJ Europeに赴任した2014年からGDPRの研究をはじめ、IIJではいち早くGDPR対応を行ってきました。

66% COUNTRIES WITH LEGISLATION

10% COUNTRIES WITH DRAFT LEGISLATION

19% COUNTRIES WITH NO LEGISLATION

5% COUNTRIES WITH NO DATA

Countries: Nothing selected

Regions: Nothing selected

Download: Full Data

+ -

Data Protection and Privacy Legislation Worldwide

Source: UNCTAD, 02/04/2019

UNCTAD Data Protection and Privacy Legislation Worldwideより:
(https://unctad.org/en/Pages/DTL/STI_and_ICTs/ICT4D-Legislation/eCom-Data-Protection-Laws.aspx □)

13



でわかる *Check!*
5分 APEC CBPR

CrossBorder Privacy Rules: 越境プライバシールール

IIJは2022年9月、**APEC CBPRの認証**を取得しました。
CBPRの概要やクラウドサービス契約者のメリットなどを易しく解説します。

プライバシー保護の波はAPECへも	APEC CBPRとは？	CBPR認証とは？	IIJサービスを利用するメリット
-------------------	--------------	-----------	------------------

こちらどうぞ

▶ 5分でわかるBCR

Check! 01. プライバシー保護の波はAPECへも APEC CBPR in 5 minutes



前は、EUの個人情報保護法「GDPR」について学んだね。個人データをEUの外へ持ち出すこと（域外移転）は原則禁止。持ち出すためには、厳格な手続きを踏む必要があったね。



違反すると、多額の制裁金を課せられるんだよね。



GDPRは「世界で最も厳しいルール」として知られているんだ。でも、プライバシー保護の波はEUだけでなく、世界中に及んでいるんだよ。

IIJ

Internet Initiative Japan

法人のお客様

個人のお客様

企業情報

技術情報

IR情報

サステナビリティ

採用情報

CONNECTED via IPv4

検索

お問合せ

English

> 企業情報 TOPへ

+ 企業

+ 情報発信

IIJアカデミー

+ 海外進出企業向け情報

+ 音楽活動支援

ホーム > IIJについて > 情報発信 > プレスリリース > 2022年 > IIJ、APEC CBPR（越境プライバシールール）の認証を取得

IIJ、APEC CBPR（越境プライバシールール）の認証を取得

クラウド事業者として欧州BCR承認およびCBPR認証の双方取得は世界初、米国や東南アジア等においてデータ流通が可能に

2022年9月15日

株式会社インターネットイニシアティブ

PDF [446KB] / English

当社は、本日付でAPEC CBPR（Cross Border Privacy Rules：越境プライバシールール）の認証を取得いたしました。CBPR認証とは、企業等の越境個人データの保護に関して、APEC（Asia Pacific Economic Cooperation：アジア太平洋経済協力）プライバシー原則への適合性を認証する仕組みです。これにより、当社は適切な個人情報保護が行われている組織であると見なされ、クラウドサービスはじめ当社サービスを利用するお客様は、APEC域内（CBPR参加国：米国、カナダ、メキシコ、韓国、台湾、シンガポール、フィリピン、オーストラリア、日本）で、個人データの移転を法的に安全な状態でスムーズに行えることになります。

当社は2021年8月に、欧州の「一般データ保護規則（GDPR）」が求める個人データ保護基準をクリアしている企業グループであることを証明するBCR（Binding Corporate Rules：拘束的企業準則）承認を取得しており、クラウドサービスプロバイダー（IaaS）としてBCR承認およびCBPR認証を共に取得した企業は、IIJが世界初となります。

APECCBPRs

JIPDEC, Japan

李通 三膳 (mys.tkmc@outlook.jp) がサインインしています

> 企業情報

> 情報発信

> プレスリリース

2024年

2023年

2022年

2021年

2020年

> 過去のプレスリリース

> お知らせ

> 広報誌（IIJ.news）

> 受賞歴

> TWILIGHT CONCERT

> 東京・春・音楽祭

15

效果

基準・認証制度への取り組み

お客様に安心してサービスをご利用いただくため、認証制度などの様々な取り組みを実施しています。

- [クラウドセキュリティ認証 \(ISO/IEC 27017:2015\)](#)
- [政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 \(ISMAP\)](#)
- [SOC1/SOC2報告書](#)
- [FISC安全対策基準](#)
- [HIPAA](#)
- [ITサービスマネジメントシステム認証 \(ISO/IEC 20000-1:2018\)](#)
- [情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト](#)
- [環境マネジメントシステム認証](#)
- [IIJ/IIJグループの取り組み](#)

インフォメーション

■ IIJ、APEC CBPR（越境プライバシールール）の認証を取得

IIJは2022年9月15日、APEC CBPR（Cross Border Privacy Rules：越境プライバシールール）の認証を取得しました。



■ CBPR認証とは

企業などの越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証する仕組みです。これにより、IIJは適切な個人情報保護が行なわれている組織である
と見なされ、IIJサービスを利用するお客さまは、APEC域内のCBPR参加国（2022年9月現在、米国、カナダ、メキシコ、韓国、台湾、シンガポール、フィリピン、オースト
ラリア、日本）で、個人データの移転を法的に安全なかたちで行なえることになります。将来的にCBPRの参加国が拡大すれば、より多くの国とのあいだで個人データのス
ムーズな流通が期待されます。

CBPR認証は2011年に制定され、事業者は厳しいプライバシー保護要件を求められています。日本の個人情報保護法第28条においても、日本から外国にある第三者への個人
データの提供が可能となる要件の一つにCBPRの認証取得が挙げられています。

世界の個人情報保護規制については、下のサイトをご参照ください。

> <https://portal.bizrisk.ij.jp/> □

■ 認証取得の意義

認証取得により、IIJは欧州に加えて米国を含むアジア太平洋地域においても、個人データを法的にも安全に流通できるサービスを提供する企業であることが、公的に証明さ
れました。クラウドサービスプロバイダー（IaaS）としてBCR承認およびCBPR認証を共に取得した企業は、IIJが世界初となります。

お客さまは、クラウドサービス「IIJ GIO（ジオ）」をはじめ、CBPR認証およびBCR承認を取得したIIJのサービスを利用いただくことで、国内外にあるグループ内におい
て、個人データを含む重要データをITセキュリティおよび法的な面で、安全に流通させ、利活用できるようになります。また、セキュリティ対応、顧客対応、各国当局対
応、契約事務など、さまざまな場面で大幅な工数削減やリスク低減が実現されます。

IIJは、BCRとCBPRの双方で安全なプライバシー保護の証明を受けた 世界で唯一のクラウド事業者（IaaS）です



EUの個人情報保護法
(GDPR) に対応

➤ 5分で分かるBCR 



APECのプライバシー保護基
準に対応

➤ 5分で分かるCBPR 



世界各国のプライバシー保護規制対応支援

IIJプライバシー保護規制対応ソリューション

(旧ソリューション名称：IIJ GDPR対策ソリューション)

DX時代のグローバルなデータ利活用に求められる“プライバシー保護”
世界屈指の専門家集団が貴社のビジネスの成功を支えます

IIJは日本のインターネットのパイオニアとして創業時から
“インターネットの安心・安全”を守ってきました
“プライバシー保護”はIIJの使命であり、必然なのです

私たちの強み

各業界の対応相場観を熟知しているためメリハリのあるコンサルティングが可能

4つの強みにマウスポインターを合わせて詳細をご確認ください

①

IIJグループ自身の
実務対応経験



BCR
Certified

APEC CBPRs
JIPDEC, Japan

②

国内随一の
コンサルティング実績



④

最新情報を毎日収集する
グローバルモニタリング



BizRis

③

現役DPO/CPO
補佐チーム
による当局対応経験



ナレッジの蓄積



高品質なサービスを支える専門家集団

- 弁護士とITセキュリティ専門家が同一チームに在籍し、法的側面とシステムの両面からワンストップで強力に支援
- グローバル経験豊富なコンサルタントがプロジェクトを推進

期待

[Home](#)[Membership](#)[About ▼](#)

Global Cross-Border Privacy Rules (CBPR) Forum

The Global CBPR Forum was established via the 2022 Global CBPR Declaration. The Global CBPR Forum seeks to support the free flow of data by providing an interoperable mechanism for effective data protection and privacy globally.

At the core of the Forum's work are the Global CBPR System and Global Privacy Recognition for Processors (PRP) System. These voluntary, accountability-based systems will allow organizations to demonstrate their compliance to internationally-recognised data protection and privacy standards thus facilitating the seamless transfer of data across borders.

[Find out more](#)[Read the Declaration](#)

2023.12.22

グローバル化する個人情報の越境移転ツール

3) CBPR認証とPRP認証

図表2に示すCBPR認証とPRP認証の違いは、個人情報の取得や利用の管理者（コントローラー）か処理者（プロセッサー）かによるものである。米国やシンガポールでは、当該国に所在する親会社がコントローラーとなるため、グループ会社は法人として当該国に登録されていても処理者となり、CBPRの認証を申請することができない。また、SaaS等のサービスを展開する事業者は、処理者としてPRPの認証を受けている。現在、わが国では日本の個人情報保護法上、管理者と処理者の区分がなく、“個人情報取扱事業者”となるため、日本国内で法人登記がなされている場合、親会社やグループ会社を問わず、個社単体でCBPRの認証取得を行うことはできるが、PRPの認証を行うことはできない。ただし、わが国では処理者としてのサービスを提供するグローバル企業も少なくない。今後、事業者のニーズが高まれば、PRP認証に向けて個人情報保護法上の新たなメリットが創出される可能性も否定できない。

5 「APEC CBPRs」 APEC CBPRの概要の他、認証された企業情報を公開している。

6 当該国の政府機関、APEC JOP監視パネル並びに全APECエコノミーの同意を得て認証される。

7 主権国家として承認されていない地域も参加しているため、参加国・地域を表す場合は「エコノミー」と称される。

8 AAの認定がある5エコノミーのうち、米国とシンガポールのみが実施している。

IIJ Group Global Privacy Policy

Personal data collected in EEA and transferred from EEA
established on May 25, 2018

As a provider of the Internet, which is an important social infrastructure directly linked to our daily lives, Internet Initiative Japan Inc. ("IIJ") and its subsidiaries and group entities ("IIJ Group") contribute to society by providing services that our customers feel at ease using, forging a new networked society together with them.

Considering that personally identifiable information and any data related to it ("personal data") should be treated carefully based on the principle of respect for individuals to fulfill this role in society, the IIJ Group is committed to processing personal data properly. The IIJ Group recognizes its responsibility to protect your personal data strictly as a corporation that processes its customers' important information in the course of its telecommunications business and other operations. Therefore, IIJ established the following Global Privacy Policy, applicable to collect personal data in European Economic Area (EEA) and the transfer of personal data from EEA, which it will notify to its personnel and publicize, and make efforts to collect, use, and provide personal data properly.



日本のインターネットは1992年、IIJとともに始まりました。以来、IIJグループはネットワーク社会の基盤をつくり、技術力でその発展を支えてきました。インターネットの未来を想い、新たなイノベーションに挑戦し続けていく。それは、つねに先駆者としてインターネットの可能性を切り拓いてきたIIJの、これからも変わることのない姿勢です。IIJの真ん中のIはイニシアティブ

IIJはいつもはじまりであり、未来です。

本書には、株式会社インターネットイニシアティブに権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当社に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されている商品名、会社名等は各会社の商号、商標または登録商標です。文中では™、®マークは表示していません。本サービスの仕様、及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。